

令和7年度 船橋市立葛飾小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、自己決定の場の提供、共感的な人間関係の育成、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりを実施する。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、いじめゼロへの取組を掲示し、継続的に指導していく。
- ・暴力や暴言、教職員の不適切な発言（差別的発言や人を傷つけるような発言）や体罰を排除する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を6月と11月と2月の年3回の実施を予定するとともに、相談箱の設置などその他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、教育相談日の設定やスクールカウンセラーとの連携を行い、その周知に努める。
- ・日頃より、児童の様子に目を配り、人間関係などの実態把握に努める。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・生徒指導部会を設置し、いじめ事案に対応する職員を確保する。
- ・必要に応じて情報モラル教育やいじめに関する研修を行い、職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、警察と連携しての情報教育等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導部会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、専科担当教諭、学年1名の生徒指導部員、スクールカウンセラー
<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。各学年の児童の実態把握に関すること。
<開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする（いじめ対策委員会を兼ねる）。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行い、担任から学年主任、生徒指導主任、管理職へと報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への聞き取り調査及び指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの事実が確認された場合は、その当事者でない周辺の児童に対しても、いじめをやめさせその再発を防止するため、聞き取り調査及び指導を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した場合は、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止対策
4	始業式 入学式 1年生を迎える会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議 いじめ防止基本方針の職員への共通理解
5		生徒指導部会 いじめ防止対策会議
6	5年宿泊学習	生徒指導部会 いじめ防止対策会議 友達を大切にしようアンケート

7	夏季休業 個人面談	生徒指導部会 いじめ防止対策会議
8		夏休み中の児童についての情報交換
9	6年修学旅行 秋季市民陸上大会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議
10	前期終業式	生徒指導部会 いじめ防止対策会議
11	運動会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議 友達を大切にしようアンケート
12	音楽会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議
1	校内席書会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議
2	6年生を送る会	生徒指導部会 いじめ防止対策会議 いじめ防止基本方針の見直し 友達を大切にしようアンケート
3	卒業式 修了式 離任式	生徒指導部会 いじめ防止対策会議 進級学年の引継ぎ資料の作成 6年中学校への引継ぎ

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめを防止するための取組に関すること。

（５）その他

- ・「学校いじめ防止基本方針」はホームページで公表する。
- ・この「学校いじめ防止基本方針」は、年度末に自校の取り組みを振り返り、見直しを行う。